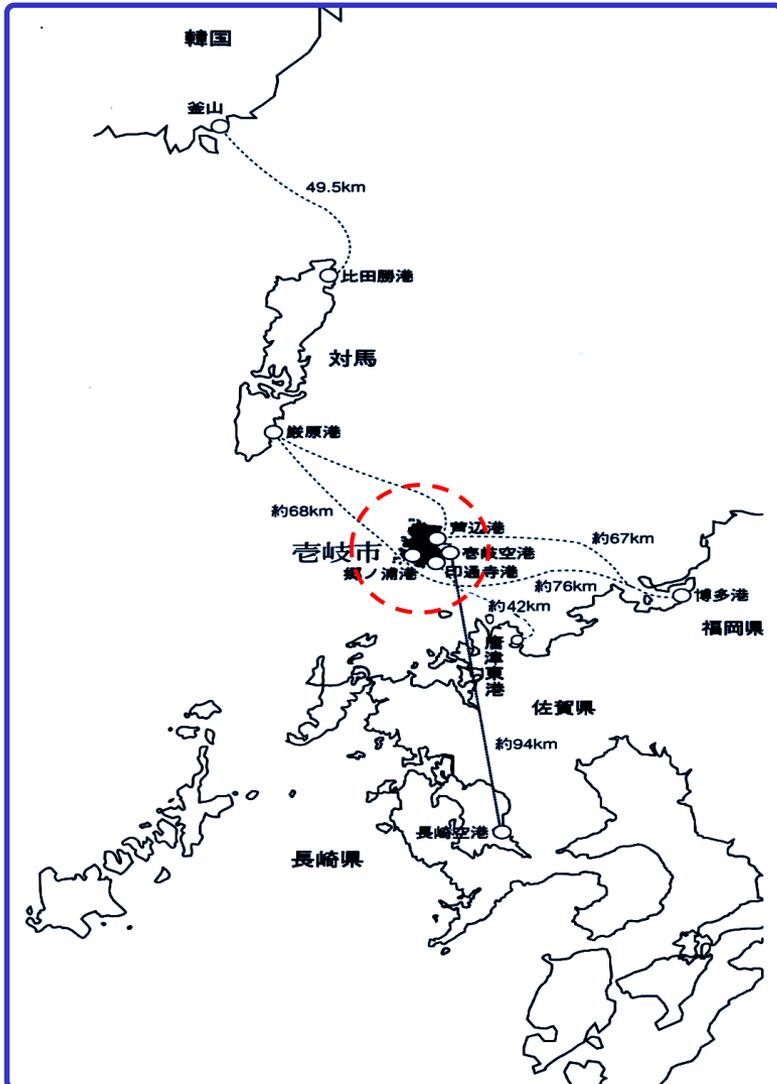


壹岐市の概要について

令和6年10月
壹岐市商工振興課

壱岐市へのアクセス



〈福岡市博多港から〉 約67km

○フェリー 片道 3,260円
 島民割引運賃 1,600円
 博多港－郷ノ浦港 約2時間20分
 博多港－芦辺港 約2時間10分

○高速船 片道 5,490円
 島民割引運賃 3,190円
 博多港－郷ノ浦港 約1時間10分
 博多港－芦辺港 約1時間5分
 (フェリー1日3往復、高速船1日4往復)

〈長崎空港から〉 約94km

○航空機 片道 10,800円
 島民割引運賃 5,000円
 長崎空港－壱岐空港 約30分
 (1日2往復)

〈佐賀県唐津港から〉 約42km

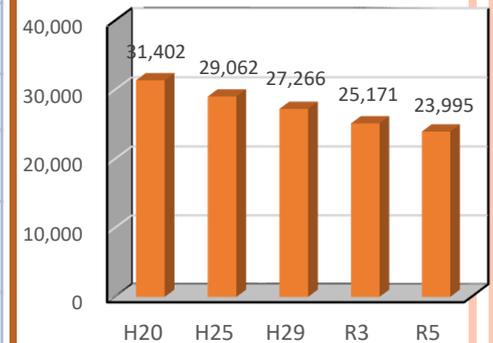
○フェリー 片道 2,030円
 島民割引運賃 1,010円
 唐津東港－印通寺港 1時間40分
 (1日5往復)

料金等はR6.10現在。就航数は季節等により変動有り。

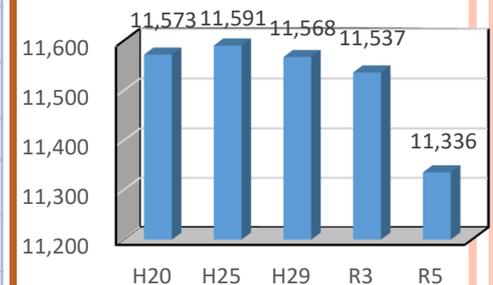
壱岐市の面積、人口、通信環境

面積等	長崎県 壱岐市	
	広域	南北 約17km
		東西 約15km
	面積	139.42Km ²
佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所から30km圏内(UPZの範囲内)		
地形	周囲	約191Km
	昭和43年 壱岐対馬国定公園に指定、主島の壱岐島と23の属島(有人島4無人島19)からなる離島	
行政区域	平成16年3月に4町(郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町)が合併し、壱岐市となる	
人口 (R6.3.31現在)	総人数	23,995人
	世帯数	11,336世帯
	島内人口は年々減少、過疎団体の指定有	
	高齢者人口	9,518人(39.67%) ※65歳以上
交通	島内交通	バス、タクシー ※自家用車中心
	島外交通	ジェットフォイル、フェリー、飛行機
情報通信環境	伝送路方式	FTTH(光ファイバー)方式(市内全域が提供エリア)
	通信環境	30Mbps(～1,000Mbpsの通信サービス有)
	C A T V	地上波 12ch、BS、CS、自主放送 2ch
	コミュニティFM	全世帯提供エリア(76.5MHz)
防災	全世帯を対象に告知放送用端末を設置(有線方式) 屋外拡声機205局(有線方式)	

人口の推移



世帯の推移



主な産業 <観光業>

観光業

壱岐市の観光客数は、平成3年の75万6千人が最高で、年々減少傾向にあります。

平成20年頃から、年間約55万人を推移しており、観光客を増やす取り組みとして、イベントやツアーなどの情報発信に力を入れております。また、平成27年度に、「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」として、日本遺産の認定も受けており「実りの島壱岐」をコンセプトに観光資産のパワーアップに努め、観光振興、外国人観光客誘致、モニターツアーの実施、PR活動も行っています。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、観光客数・消費額が極端に減少しましたが、令和5年度は回復の兆しが見えています。



実りの島
壱岐

観光客数・消費額(年別)

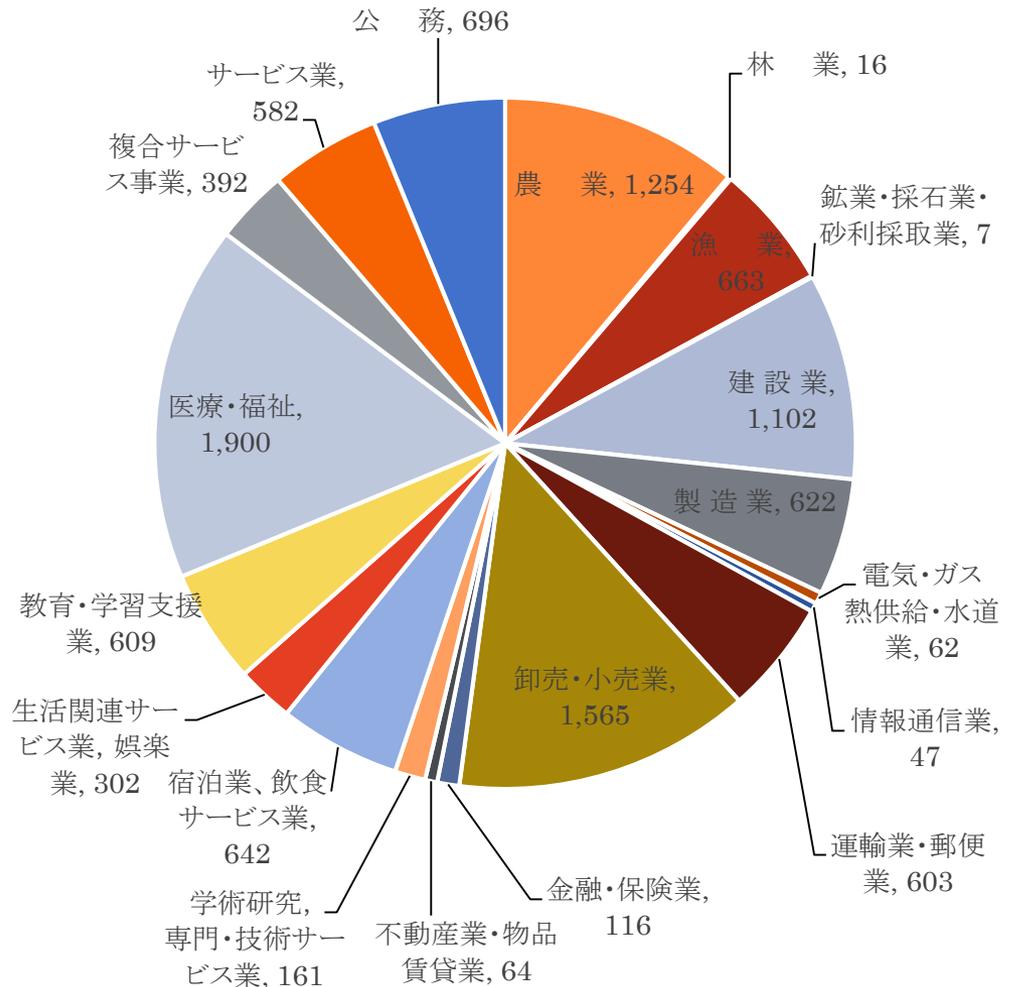
単位:人、千円

	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成28年	平成30年	令和2年	令和5年
観光客数 (延数)	756,173	751,616	708,786	614,126	547,468	543,910	384,809	234,521	290,061
観光消費額	14,084,839	15,831,797	13,987,792	12,047,861	7,449,724	7,917,479	5,654,425	3,559,568	5,290,015

※平成30年から算定方法が変更になっている。
※令和5年は暫定値である。

産業構造

区分		吉崎市		
		人数	割合	
第1次	農業	1,254	10.9	
	林業	16	0.1	
	漁業	663	5.8	
第2次	鉱業	7	0.1	
	建設業	1,102	9.6	
	製造業	622	5.4	
第3次	電気・ガス熱供給・水道業	62	0.5	
	情報通信業	47	0.4	
	運輸業	603	5.2	
	卸売・小売業	1,565	13.6	
	金融・保険業	116	1.0	
	不動産業	64	0.6	
	学術研究, 専門・技術サービス業	161	1.4	
	飲食店・宿泊業	642	5.6	
	生活関連サービス業, 娯楽業	302	2.6	
	教育・学習支援業	609	5.3	
	医療・福祉	1,900	16.5	
	複合サービス事業	392	3.4	
	サービス業	582	5.1	
	公務	696	6.1	
	第1次産業		1,933	16.8
	第2次産業		1,731	15.0
第3次産業		7,741	67.3	
分類不能		98	0.9	
合計		11,503	100.1	



資料: 国勢調査(令和2年10月1日現在)

SDGS未来都市・自治体SDGSモデル事業の選定 (H30年度～)

- ・SDGsとは、2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択された持続可能な開発目標(17の目標と169ターゲットから構成)。
- ・2030年を期限に「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むもの。
- ・選定を受けたのは全国60都市(九州で最初に選定を受けたのは、本市のほか北九州市、熊本県小国町の3都市)。そのうちSDGsの先導的な取り組みとして壱岐市は自治体SDGsモデル事業にも選定されました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD



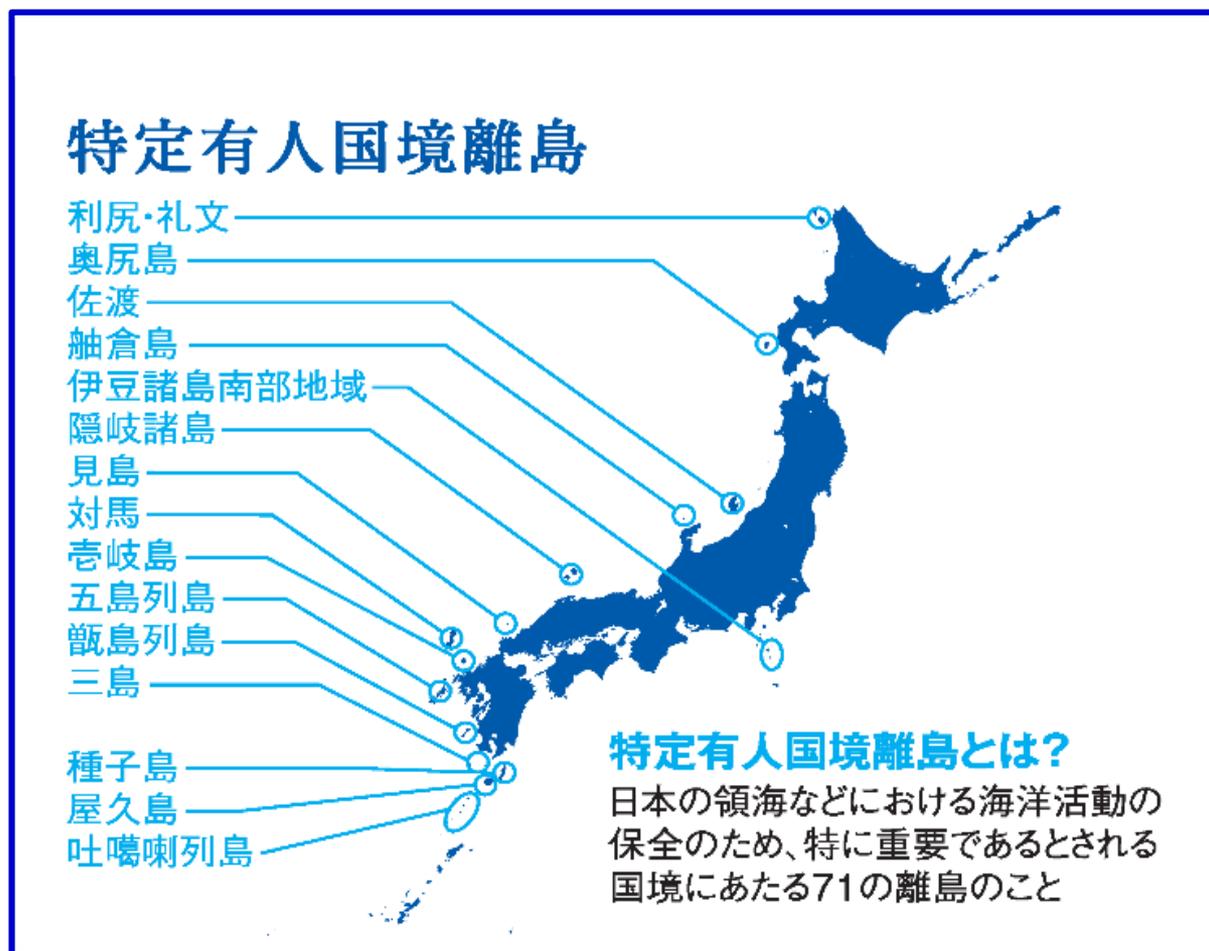
持続可能な開発目標(17項目)



H30.6.15 総理官邸での選定証授与式

(1) 特定有人国境離島

15地域71島(8都道県29市町村)



(2) 有人国境離島法による 地域社会維持推進交付金事業

概要：平成29年4月に施行する有人国境離島法に基づく施策を推進するため、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するための交付金制度を創設。

運賃低廉化

- 離島住民向けの航路・航空路運賃を、JR運賃並に引き下げ
- 老朽船舶更新のための旅客運賃引き上げを抑制

補助率 5.5/10

輸送コスト支援

- 農水産物(生鮮)全般の移出に係る輸送コスト低廉化
- これらの原材料等の移入に係る輸送コスト低廉化

補助率 6/10

雇用機会の拡充

- 民間事業者等による創業・事業拡大等のための設備投資資金、運転資金への支援

補助率 5/10

滞在型観光促進

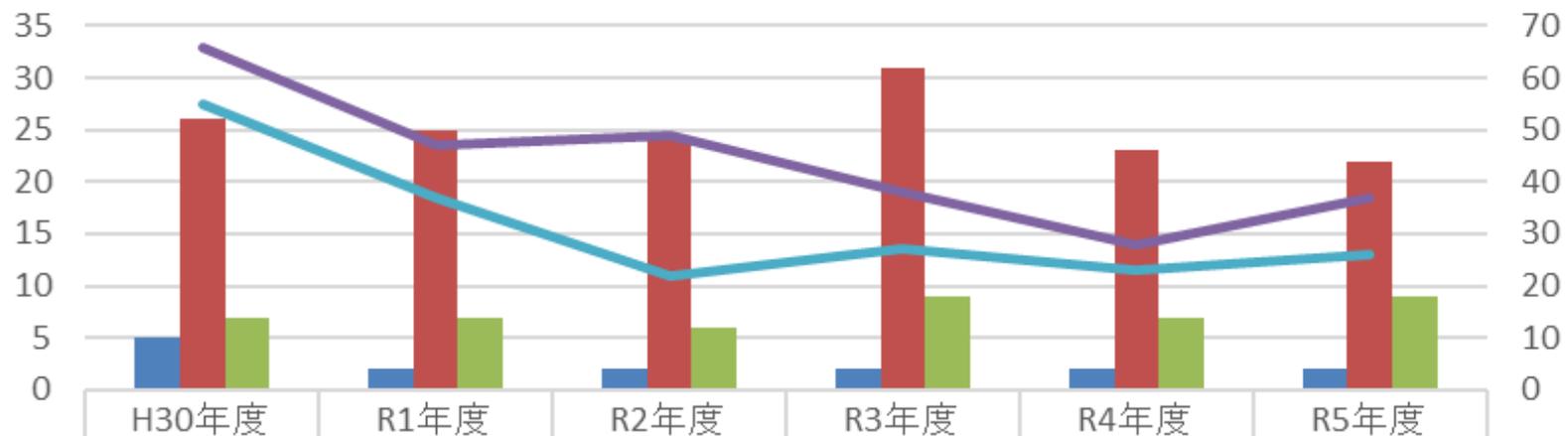
- 「もう一泊」してもらうための旅行商品等の開発、企画、宣伝、実証、販売促進により、旅行者の実質負担を軽減

補助率 5.5/10

期待される効果

特定有人国境離島地域の人口減を抑制、新規雇用者数、観光客等交流人口が増加。

(3)雇用機会拡充事業実績



	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
創業	5	2	2	2	2	2
事業拡大	26	25	24	31	23	22
島外事業者	7	7	6	9	7	9
雇用計画	66	47	49	38	28	37
雇用確保	55	37	22	27	23	26

■ 創業 ■ 事業拡大 ■ 島外事業者 — 雇用計画 — 雇用確保

※R5年度の雇用確保数はR6.3月末時点

(4)採択事業者(島外事業者)※一部抜粋

No	区分	事業実施者	事業内容(概要)
H29 第1回	事業 拡大	株式会社ペンシル	福岡を拠点としてウェブコンサルティング業務等を行っているが、今回、壱岐市に開設するテレワークセンター内に事業所を設置し、非属人的な業務を壱岐事業所となるPIC壱岐のメイト従業員に切り出し、オペレーション業務に特化した部門として運用する。壱岐での事業に携わる主婦や高齢者目線の意見をウェブマーケティングに取り入れつつ、ユーザビリティの高いサービスを提供できる体制を構築する。
H29 第1回	事業 拡大	株式会社LIG	壱岐島の魅力や最新情報等をLIGのブログにて発信し、ゲストハウス運営により壱岐島の世界観を堪能できる空間を提供する。既に長野でゲストハウス運営の経験があり、自社メディアのみでの集客が可能な運営モデルが確立しているため、さらなる交流人口の拡大に繋がる可能性が高い。
R1 第1回	事業 拡大	ナックハウスパートナー(株)	自社フランチャイズ店が施工する物件のCAD入力支援やプレゼン支援を担う、住宅用CADサポートセンターを設立する。
R1 第2回	事業 拡大	(有)アトリエフォルマーレ	工場稼動に伴う設備を改修し、ブランディングと新規販路の開拓を図る。
R5 第1回	事業 拡大	サンクスラボ(株)	壱岐市内に事務所を設置し、障がい者雇用サービス事業拡大による障がい者雇用支援を行うことで、市内の雇用拡大を図る。

(4)採択事業者(島外事業者)※一部抜粋

①(株)LIG ゲストハウスLAMP壱岐の開業 ※旧旅館再生

Web製作会社である(株)LIGは、築90年の廃旅館を改装したゲストハウスLAMP壱岐や併設の壱岐焼酎蔵跡を改装したレストランを開業し、壱岐の世界観を体験し堪能してもらえる空間を提供し、かつて多くの人で栄えていた壱岐の勝本町を中心に、再び多くの人が集まってくるような「LAMP」の光を点す。

②(株)ペンシル PIC壱岐の開業 ※古民家再生

ウェブコンサルティング事業を展開する(株)ペンシルは、ウェブコンサルティングの非属人的な支援業務を行う部門として古民家を改装したPIC壱岐を設立し、就業時間や場所に制限がある主婦やシニア層を雇用し、生の意見をウェブマーケティングに活用する。



①ゲストハウスLAMP壱岐



②PIC壱岐

(4)採択事業者(島内事業者)※一部抜粋

①原田酒造(有)

焼酎の製造を行っていた酒屋を改修し、クラフトビール製造を行うことで、壱岐ならではの新たな特産品を創出する。また、島内にこれまでなかったタップルームという店舗形態により、観光客等の需要を取り込む。

②ACB工房

オリジナルの文具や手作り石鹸などの製作販売、体験型ワークショップの提供を行い、地域の魅力向上及び活性化を図る。また、これまで島内になかった商品及びサービスを提供することにより、島民や観光客の需要を取り込むことができ、島内経済の拡大を図る。



①原田酒造(有)



②ACB工房

吉岐市雇用機会拡充事業補助金 公募要領について

(1) 事業目的・対象者

事業目的

目的:特定有人国境離島地域における持続的な居住が可能となる環境の整備を図る
雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図る

補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人

- ① 壱岐市内において**創業**する者(事業承継含む。)
- ② 壱岐市内の事業所において**事業拡大**を行う者
- ③ 主として壱岐市の商品、サービス等の販売を目的として壱岐市以外の地域において創業する者

(2) 事業期間・事業開始

R6第2回

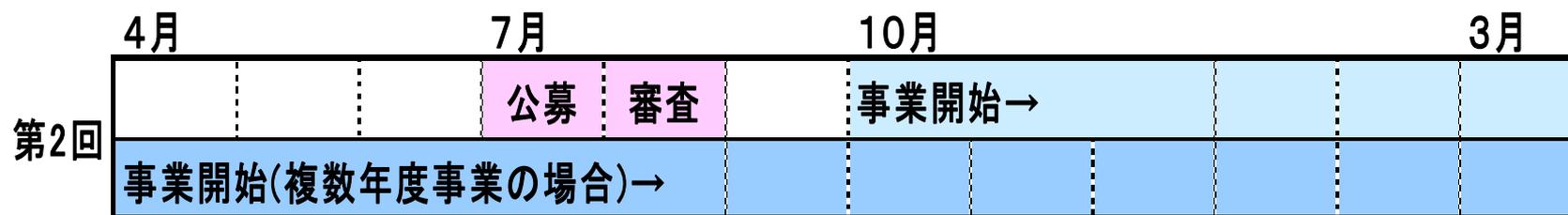
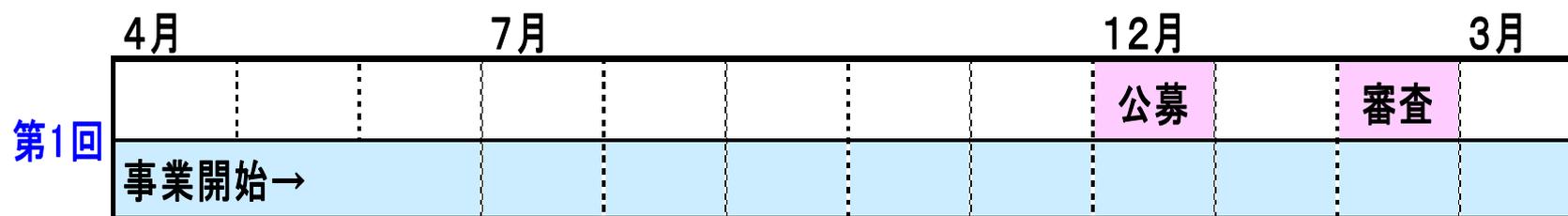
募集期間：令和6年6月17日～令和6年7月9日

事業開始：令和6年10月以降

R7第1回

募集期間：令和6年10月25日～令和6年12月24日

事業開始：令和7年4月以降



(3) 実施要件

①雇用創出効果

助成終了後においても**雇用が継続・拡大**すると見込まれる（事業拡大の場合、新たな従業員を雇用）

②蓋然性

本事業終了後に**売上高の増加**又は**付加価値額の増加**が図られる**蓋然性が高い**事業性を有するもの

③資金調達

事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれる

(4) 雇用に関する要件

一週間の所定労働時間が20時間以上

交付決定日以降に新たに雇用

事業期間終了後も継続して雇用

壱岐市に居住して創業の場合、自らを「雇用」

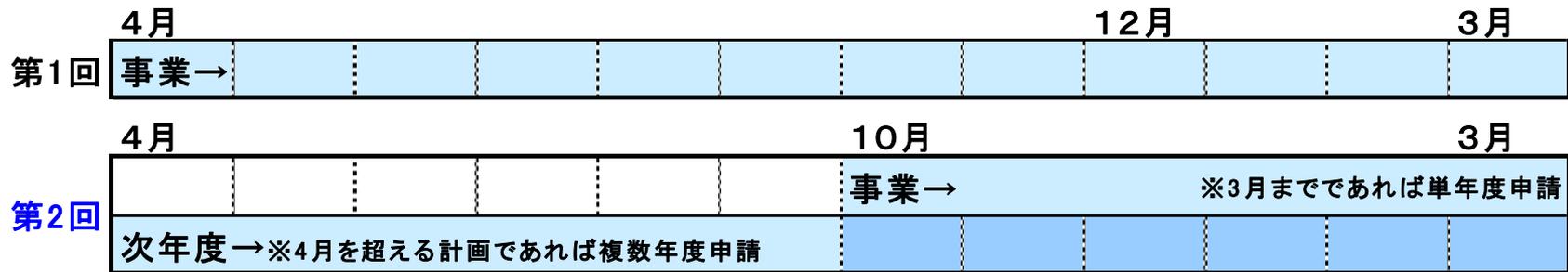
新たに雇用したような外観を作出した場合は、不可

(5) 事業計画期間

事業計画期間

計画期間は最長5年間

※年間単位については次のとおりです。



複数年の事業計画(1年間を超える場合)

地域社会維持にとって特に重要であると認める場合、最長で5年間の事業計画の申請を受け付ける

※採択の可否は年度ごとに判断
(雇用者数が下回る、黒字となる場合など)

(5) 事業計画期間

特に重要と認める事業

①地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の内容に合致する事業（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業）

②長崎県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（長崎県計画）に掲げる基本方針、具体的取組に合致する事業であり、基本目標、KPI等の達成に大きく寄与する事業

※事業計画期間内に新たに雇用する従業員数が、『計画年数×1人以上』であることを必須の要件。

(6) 補助対象経費

事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、証拠書類によって金額が確認できるもの

○ 交付決定日以降に契約や支出した経費

○ 不動産（土地・建物）など資産形成につながるものは対象外

○ 単なる老朽化した施設・設備の更新は対象外

○ 国や他の補助事業により補助対象経費は対象外

(6) 補助対象経費

対象経費	経費内容
設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備(1品又は1組の価格が1万円以上で耐用年数が3年以上)の設置・購入費、リース・レンタル費(設置、据付工事を含む) ・事業に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費 <p>※中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限る</p>
改修費又はこれに係る減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する建物及び建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。建物と住居等が明確に分かれているものに限る。) ・事業に伴い特定有人国境離島地域内で新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費(増築や改築を含む。代表者、役員及びその親族(三親等以内)が居住の用に供する場合を除く。) <p>※土地・建物(中古含む)の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・広告掲載費、ホームページ、パンフレット、郵送費 ・商品の販路拡大、マーケティング等の販売促進費(調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等) ・新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用(求人広告、求職者向けセミナー・会社説明会への出展費用等)

(6) 補助対象経費

対象経費	経費内容
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗のテナント料 ※店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な従業員の給与・賃金、パート・アルバイトの賃金 ・常勤雇用は、月額35万円、非常勤雇用は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円を上限とする。 ※事業拡大は、新たに雇用する者に限る ※代表者、役員及びその親族(生計を一にする三親等以内)は対象外
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又はサービスの研究開発に係る経費 (市場調査費、試作品の製作費、専門家等への謝金、旅費等)
島外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> ・離島外から離島への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転に係る諸経費
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員(創業の場合、本人も含む)の資格取得(小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの)・研修・講習受講にかかる経費(創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。)
感染防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染防止対策に必要な経費

(7) 補助対象事業費の上限額

事業計画期間1年間あたり、下表の右欄の額
(下表の括弧内の額は自己負担額)

区 分	補助対象事業費の 上限額	補助金の 上限額
①創 業	600万円(150万円)	450万円
②事業拡大	1,600万円(400万円)	1,200万円
③事業拡大 (その他)	1,200万円(300万円)	900万円

※②事業拡大は、複数年度事業計画の場合、1ヶ年度のみ。残りの期間は区分③が上限。

※③事業拡大は、設備費・システム費又は改修費を計上しない事業拡大のこと。

(8) 事業計画の作成

①業績評価指標

事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後3年後まで、いずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成

- ①付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
- ②経常利益(営業利益・営業外利益の和から営業外費用を控除)
- ③売上高

②長崎県計画との整合

地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載部分と、申請する事業計画と整合する部分を、計画書に記載

③補助対象経費の算定

年度ごとに算定。事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3当該年度に係る経費明細表」には計画期間における各年度に係る補助対象経費のみを記載

(9) 審査選定

壱岐市において**審査委員会を開催**し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかの審査を経たうえで、**事業採択**を行う

※審査会観点

①雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

②事業性、成長性、継続性の判断

- ・ターゲットとする顧客等が明確で、ニーズを捉え、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性・信頼性がある
- ・補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと

(9) 審査選定

③雇用機会拡充事業の趣旨への合致

- ・島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業
- ・離島であることにより島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品・サービス提供の条件不利性を改善する事業
- ・壱岐市以外の地域から事業所を移転して行う事業、移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に効果がある事業

④資金調達の見込み

銀行等に融資の相談を行うなど、調達の見込みを立てること。

留意事項

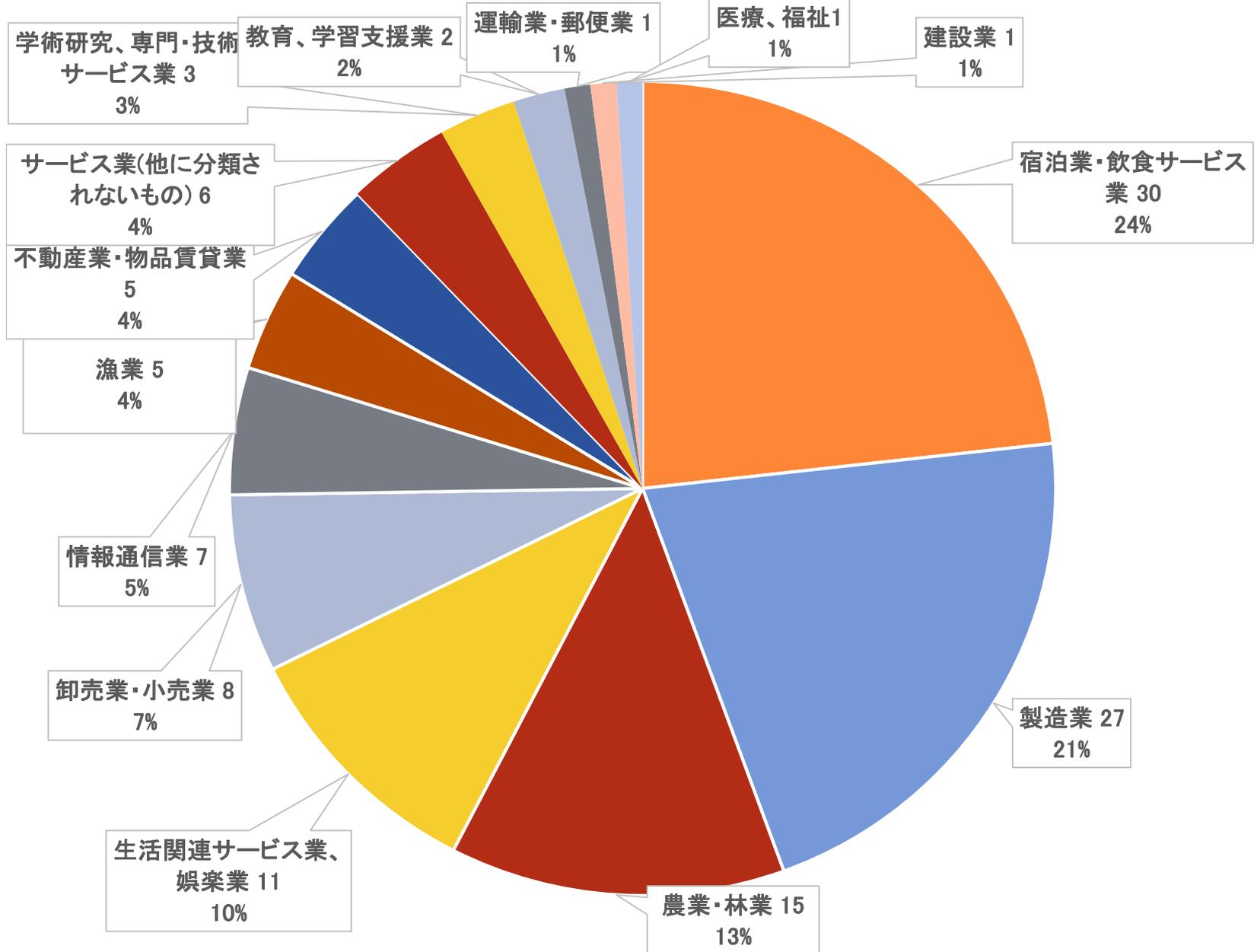
- ※経費の肩代わり、元々採用予定者の人件費など、創業・事業拡大の経費として明確でない事業は対象外
- ※島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品等の事業で、**同業他社との競争関係を歪めかねないものは対象外**

(10)公募スケジュール

時期	壱岐市	関係事業者
令和6年10月25日(金)	公募開始	
	↓	← 質問・相談 事業計画等の提出
令和6年12月24日(火)	公募締切	
	事業計画事前審査	
令和7年2月4日(火)、 5日(水) ※予定	審査委員会開催 ←	事業内容ヒアリング
3月下旬	事業者の決定	
4月1日	交付決定 ←	交付申請
		事業開始
	進捗確認・実地検査 →	↓
令和8年3月6日	実績報告内容検査 ←	年度事業完了期限 事業実績報告期限
3月中旬	補助金額の確定	
令和8年3月31日	補助金支払 ←	補助金請求

※審査会委員の協議により、必要な事業者のみヒアリング実施
(日程については、変更となる可能性あり)

採択事業の業種(H29～R5)



リゾート型テレワークの推進(H28年～)

壱岐市と富士ゼロックスが推進している「壱岐なみらい創りプロジェクト」で市民から出たテーマの実現の一つとして、テレワーク手法を活用した事業を離島である壱岐市で展開。

国指定特別史跡「原の辻遺跡」内にサテライトオフィス／テレワークセンターを構築し、富士ゼロックスの本社機能等、東京や福岡等からの企業誘致を行うほか、若者や主婦層を対象にIT人材の育成を行うことにより、テレワークで行うことができる仕事を誘致し、壱岐市を活性化していく。

- ・サテライトオフィス(個室7室) 月額 45,830円
- ・フリーアドレス席(20席) 月額 8,140円



若者等ふるさと就職支援事業

概要：新規高卒者等の地元就職を支援するため、事業者・就職者を支援

- 1) 高卒者等を採用した地元企業に人材育成費を助成
- 2) 市内に事業所を有する企業に就職した高卒者等に最大10万円を支給

※) 補助対象外となる企業等：地方公共団体・宗教法人

吉 岐 市

申請

補助金

採用

申請

奨励金

1) 事業者

○就職支援補助金(1年間のみ)
・市内に事業所を有する事業者

【人材育成費】

一人当たり 20,000円/月

就職

2) 就職者

○就職奨励金(1回のみ)
・対象となる就職者と奨励金額

- ① 新規市内高卒者 10万円
- ② 新規大卒者等 10万円
- ③ U・Iターン者 7万円

新規就職への支援

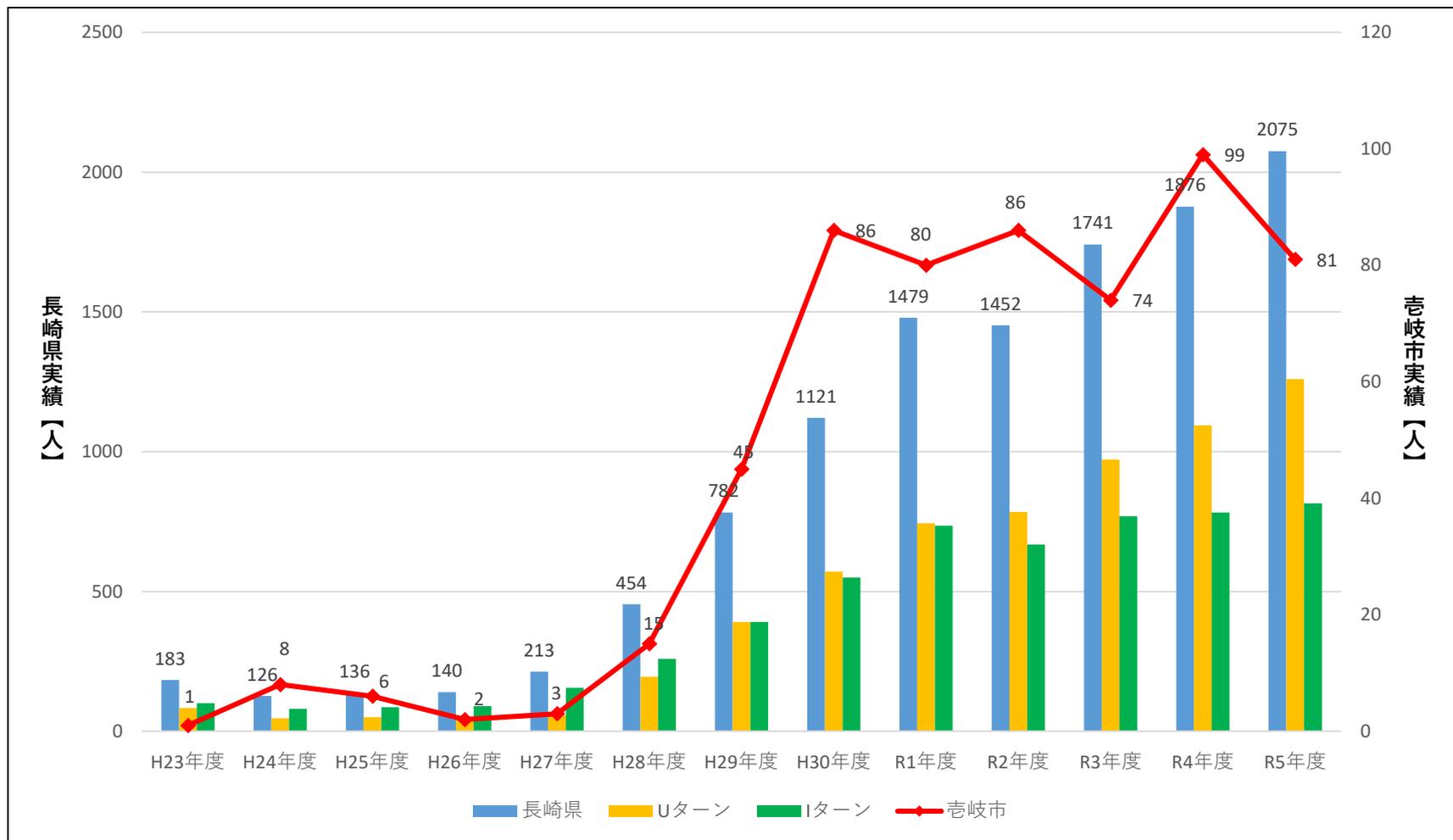
移住支援事業

対象者

- ・ 壱岐市へ新規転入者で、転入する直近3年間壱岐市外に居住
- ・ 壱岐市に5年以上定住することを誓約する人 ※その他要件有

項目	内容	補助率	補助上限額
①新築住宅取得	新築住宅の取得	1/10	250万
②中古住宅取得	中古住宅の取得	1/5	100万
③住宅改修	住宅改修 (※空き家バンク登録物件) (※②と併用可、上限100万)	1/2	100万
④移住費用支援	引越し費用の補助	2/3	20万
⑤賃貸住宅家賃	家賃補助 (1年間のみ)	3/10	月12,000円

移住者数



移住者数は増加傾向

令和5年度 壱岐市81人 長崎県全体2,075人

(※移住補助受給者数 ※県内移住者除く)

～ 事業計画作成時の注意事項 ～

◇ 本補助金の趣旨について

市内(島内)での「**雇用が増加されること**」

⇒市内に住所を置いている雇用者が市内で働くこと

◇ 補助対象経費について

計上する経費については必ず

- ①補助対象経費の項目に明記されているもの
- ②実施する事業との関連性を明確に説明できるもの
- ③価格設定の適正性が明確なもの
- ④単なる設備等の更新によるものでないこと
- ⑤雇用を創出するために必要な経費であること

～ よくある認識誤りの事例について ～

◇補助対象経費の誤計上

①設備費等に係る減価償却費等

- ・備品等の購入単価は必ず「**1万円(税抜)以上**」であること
 - ※1万円未満は補助対象外
- ・土地や建物等の「**不動産等の取得(新築含む)**」を行うような事業は補助対象外
 - ※事業拡大に伴う建物の改修費等は補助対象
- ・**中古品の購入等**は原則補助対象外
 - ※実施する事業の関連性の高さ、価格設定が明確である場合はこの限りではない。
- ・**事業開始前に契約したもの**については対象外
- ・**土地の借上料**は対象外
 - ※店舗等のテナント料等は対象
- ・**汎用性のある物品等**は対象外

②人件費

上限額	常勤雇用	⇒	月額 35万円／人
	非常勤雇用	⇒	月額 20万円／人
	パートアルバイト	⇒	日額 8千円／人

※代表者、創業者、役員及びその親族に対する人件費は対象外

～ よくある認識誤りの事例について ～

◇「雇用創出人数」の考え方

- ・一週間の所定労働時間が**20時間以上**の従業員であること
- ・**交付決定日より前に雇用契約を締結した従業員**は該当しない
- ・**創業者、起業者**は自らを雇用者としてカウントできる
- ・雇用創出人数＝雇用定着数

【注意】

事業期間終了後も継続して雇用を維持する必要あり

※事業終了後に雇用した者を解雇、雇止め等をする前提の計画は本補助金の対象とはなりません。

※事業計画期間における補助金による助成終了後も雇用が継続しているかどうか確認するため、従業員の把握や業績状況の確認等のモニタリングを行います。



実りの島 壱岐

ご清聴ありがとうございました